

平成 29 年 8 月 8 日

各 位

会社名 戸田建設株式会社
 代表者名 代表取締役社長 今井 雅則
 (コード：1860、東証第1部)
 問合せ先 取締役常務執行役員 大友 敏弘
 (TEL. 03-3535-1357)

**一般財団法人戸田みらい基金の活動支援を目的とした
 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ (詳細決定)**

当社は、一般財団法人戸田みらい基金（以下「本財団」といいます。）の社会貢献活動を継続的、安定的に支援する目的で当社の配当金によって本財団の活動原資を拠出するための第三者割当による自己株式の処分等について、平成 29 年 4 月 28 日開催の取締役会で決議し、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 94 回定時株主総会において承認されました。

平成 29 年 8 月 8 日開催の取締役会において、処分先、処分期日等の募集事項の詳細を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分について

処分要領

| | |
|------------|---|
| ① 処分株式数 | 普通株式 2,500,000 株 |
| ② 処分価額 | 1 株につき 1 円 |
| ③ 資金調達の額 | 2,500,000 円 |
| ④ 募集又は処分方法 | 第三者割当による処分 |
| ⑤ 処分先 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（戸田みらい基金信託口） |
| ⑥ 処分期日 | 平成 29 年 9 月 1 日 |
| ⑦ その他 | 本自己株式の処分については、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 94 回定時株主総会において、会社法 199 条 2 項及び第 200 条の規定に基づき、募集事項の決定を当社取締役会に委任することが承認されています。 |

2. 処分先の概要

(1) 名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

(2) 信託契約の概要

| | |
|---------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 委託者を発行者とする普通株式から生じる配当を信託収益として受益者に交付し、社会貢献活動を実施させること。 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 一般財団法人戸田みらい基金 |
| ⑥ 信託契約日 | 平成29年9月1日（予定） |
| ⑦ 信託の期間 | 平成29年9月1日から平成32年7月31日（予定） |

なお、本件の詳細については、平成 29 年 4 月 28 日開示「一般財団法人戸田みらい基金の活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分及び取得に関するお知らせ」をご参照ください。

以上